トプコンメディカルジャパン保証プラン サービス約款

第1条(本サービス規約について)

トプコンメディカルジャパン保証プラン サービス約款 (以下「本約款」といいます) は、株式会社トプコンメディカルジャパン (以下「弊社」といいます) がお客様 (以下「お客様」といいます) に提供する保守・点検・修理等「トプコンメディカルジャパン保証プラン」(以 下 「本プラン」といいます) のサービス条件を定めるものです。 本プランのサービス (以下 「本サービス」といいます) のサービス条件を定めるものです。 本プランのサービス (以下 「本サービス」といいます) を利用されるすべてのお客様に本約款の条件が適用され

第2条(本プランのサービス内容)

本プランのサービスには、本プラン保守対象製品の機種およびご加入のプランにより、 定期点検、清掃、オンコールサービス(緊急対応)、修理、修理・部理用部品の無償提供、 代替機貸出、バージョンアップ等のいずれかまたはすべてが含まれます。その詳細は弊 社からお客様にお配りする本プランのご案内に記載されます。

2. 本サービスのご利用をご希望のお客様は、弊社が別途指定する方法にてお申込み(発注)をお願いいたします。弊社にて精査のうえ、サービスをご利用いただけることを確認できたお客様には、弊社より別途「トプコンメディカルジャパン保証プラン サービス証明 書」(以下「本プラン証明書」といいます)をご提供いたします。 また、ご加入頂いたプランは期間中のプラン変更はできません。

第3条(本プラン料金)

第3米(ペノンイモ) 1. 保守対象製品に適用される本サービスの対価(以下「本プラン料金」といいます)は、 弊社担当者より別途ご連絡させていただきます。 2. 前項の本プラン料金については、沖縄及び離島への訪問時は別途特別訪問料(航空代・船舶代実費・その他必要と認められる場合の宿泊実費等)を加算させて頂きます。 その場合、弊社は、お客様へのご訪問の都度、当該特別訪問料をお客様に請求させて いただきます。 3. 本プラン料金の支払いは、別途取り決めのない限り、原則として一括前払いとします。

・ ボランル・が遅れた場合には、本サービスの提供期間にあるか否かにかかわらず、 お客様がお支払いを完了するまでの間、弊社は本サービスの実施を停止することができ

弊社は、理由のいかんを問わず、お支払いいただいた本プラン料金を返還する義務 を負わないものとします。

第4条 (本プランの保守サービス時間帯)

1 本プランの 保守サービス (定期保守点検、修理対応を含む。以下「保守サービス」といいます) の実施時間帯は、原則として土曜日、日曜日および祝日のほか、年末年始、 ゴールデンウィークおよび夏季等の弊社休業日を除く平日の午前9時から午後5時30分 までとし、弊社は保守サービスの実施にあたり、事前に実施日時をお客様に通知します。 2. お客様が前項の保守サービス実施時間帯以外に保守サービス実施を希望され、弊 社がそれを実施する場合、交通費・時間外作業料金を別途請求します。

第5条 (保守サービスの再委託)

弊社は、お客様に対する保守サービスの実施を、薬機法に定められる医療機器に関す る修理業の許可を有する第三者に再委託することができるものとします(以下当該第三 者を「修理業者」といいます)。

第6条 (保守サービスへの協力)

お客様は、弊社または修理業者が保守サービスを実施するためにお客様の施設内に立 ち入り、必要に応じて電気、上下水道、通信回線等の設備を無償で使用することを認め

第7条 (作業完了の確認)

弊社または修理業者は、保守サービスの作業を完了した時は、お客様に作業内容 どご説明のうえ、保守点検報告書へのお客様のご署名またはご捺印をもって作業完了の

曜版を打了ものとしなり。 2.前頃の作業完了確認後に発生した保守対象製品またはそのデータ等の不具合、破 損等に関しては、弊社および修理業者は一切の責を免れるものとします。ただし、当該 不具合または破損等が、弊社または修理業者による不適切な作業等、保守サービスの 不完全な実施に直接に起因して発生したものである場合は、保守事業者および修理業 者は、当該不具合または破損等の修補・復旧等の責を負うものとします。

第8条 (保守サービス対象外の作業)

第2条に記載のサービスのご案内に明記されていない業務、たとえば以下のいずれかに 該当する作業は、保守サービスの対象外とし、弊社は別途お客様に費用を請求すること

ができるものとします。 ①「保守対象製品一覧」に記載されている保守対象製品以外のもの(付属品やアクセサ

リーなど)に対する保守作業 ②保守対象製品の移設およびそれに伴う保守点検

会体サイルを通いから2000とでいたアンペリスペータ ③保守サービスに含まれるバージョンアップ以外の仕様変更 ④弊社および修理業者の責に帰せざる事由により生じた保守対象製品の損傷の修理 ⑤弊社または修理業者以外の者が保守対象製品の保守等の作業を行ったことに起因す

⑥保守対象製品と他の機器との接続に伴う保守点検

第9条(免責)

お客様が保守対象製品の分解、修理、移設、定められた環境・使用方法以外での使用 等を自ら行い、または弊社もしくは修理業者以外の第三者に行わせた場合は、弊社は当 該保守対象製品に関する本サービスの提供義務を免れることができるものとします。

第10条 (本サービスの譲渡)

お客様は、本サービス上の権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡すること はできず、保守対象製品を第三者に譲渡する場合であっても、本サービス内容を当該第 三者に承継させることができないものとします。

第11条(設置場所の変更)

お客様は、保守対象製品の設置場所を変更する場合は、弊社に対して事前にその旨を 通知し、弊社の承諾を得るものとします。

第12条(機密保持)

お客様および弊社は、互いに本契約に基づき知り得た相手方の業務上または技術上の 情報を秘密に保持し、相手方の書面(電磁的方法を含む。以下同じ。)による事前の承 諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

1 本サービスの提供期間は、本プラン証明書に記載されている期間とします。単年度で契約するプランの場合、本サービスの提供期間は原則として次項に定めるとおり自動 で延長されます。自動延長を希望しない場合は、お申込みの際に自動延長をしないオプ

をご覧されるする。 自動延長を布室しない場合は、お中区のの原に自動延長をじないインションをご選択ください。
2. 自動延長を選択している場合、期間満了日の1カ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合、本サービスの提供期間は自動的に1年間延長されます。この場合、更新された本サービスの提供期間の開始日を起算日としてご請求をさせていただきます。

自動延長されないプランをお申込みされている場合で、お客様が追加の延長保証サー ビスを希望される場合は、弊社に対し、改めてお申込みの手続きを行って頂く必要があります。この場合、お申込みいただけるプラン及びその料金は、弊社担当者より別途ご

連絡させていただきます。 4. 前 2 項において、延長または次年度お申込みされる期間の本サービスの条件については、弊社が当該期間に設定している本サービスの条件に基づくものとし、前年度から の変更がある場合は遅滞なくお客様に通知するものとします。 5. 本サービスの提供期間は前各号の規定にかかわらず、当該製品の耐用期間を超えな

いものとします。第2項に基づく自動延長についても、期間満了日から1年未満で当該製品の耐用期間の末日を迎える場合は、原則として延長しないものとします。 6. 前各項にかかわらず、お客様はいつでも弊社への書面による通知をもって本サービ スを終了できるものとします。ただし、この場合であっても、弊社は残存期間分の保守料 金を返還する義務を負うものではありません。

第14条(損害賠償)

お客様または弊社は、本サービスに基づく債務の履行または不履行により相手方に損害を与えた場合は、通常生ずべき損害の範囲内で、かつお客様から弊社が実際に受領したサービス代金の額の合計額を上限として、相手方の損害を賠償するものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

1. お客様および弊社は相手方に対し、次の各号について表明し保証します。 自らが反社会的勢力でないこと、または、反社会的勢力でなかったこと

②自らが反社会的勢力を利用しないこと ③自らが反社会的勢力と取引をしないこと

④自らが反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちにその取引先との取引を止め

⑤自らの取締役、執行役、実質的に経営に関与する者および自らの財務および事業の 方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに、それらの者が反社会的 勢力と交際がないこと

第分と欠続がないこと ⑥自らが反社会的勢力に対し出資、貸付、資金提供等の便宜を図っていないこと、および、その他反社会的勢力の維持、運営に協力または関与していないこと 2. 本条において「反社会的勢力」とは、下記各号の一に該当するものをいいます。 ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力 団またはその関係団体、もしくは、その構成員または準備成員

2総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに 準ずる団体または個人 ③暴力、威力、脅迫的言辞または詐欺的手法を用いて、もしくは、本項のいずれかの団

体または個人と関係を有することを示唆して、不当な要求を行い経済的利益 を追及する 団体または個人 3. お客様または弊社は、相手方が本条の規定に違反した場合、催告その他何ら手続

きを要することなく、直ちに本サービスを解除することができるものとします。その場合、 解除権者は、かかる違反により被った損害の賠償を相手方に請求することができます。

本サービスに定めのない事項または本サービスの条項の解釈に関して、お客様と弊社と の間に疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

第17条 (車属的裁判管轄)

本サービスに関連する一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管轄裁判所とします。

株式会社 トプ・コンメティカルジャパシ ホームページ https://topconhealthcare.co.jp

社 TEL,(03)5915-1800 首都圏営業部 TEL.(03)6867-0123 大阪営業所 TEL.(06)7659-2904 札 幌 営 業 所 TEL.(011)520-2150 関東広域営業 TEL.(03)6867-0123 広 島 営 業 所 TEL.(082)294-8971 仙台営業所 TEL.(022)722-0637 横浜事務所 TEL.(045)949-3600 松山営業所 TEL.(089)969-1427 名古屋営業所 TEL.(052)934-0761 福岡営業所 TEL.(092)483-3751

© 株式会社 トプ・コンメディカルジャパシ

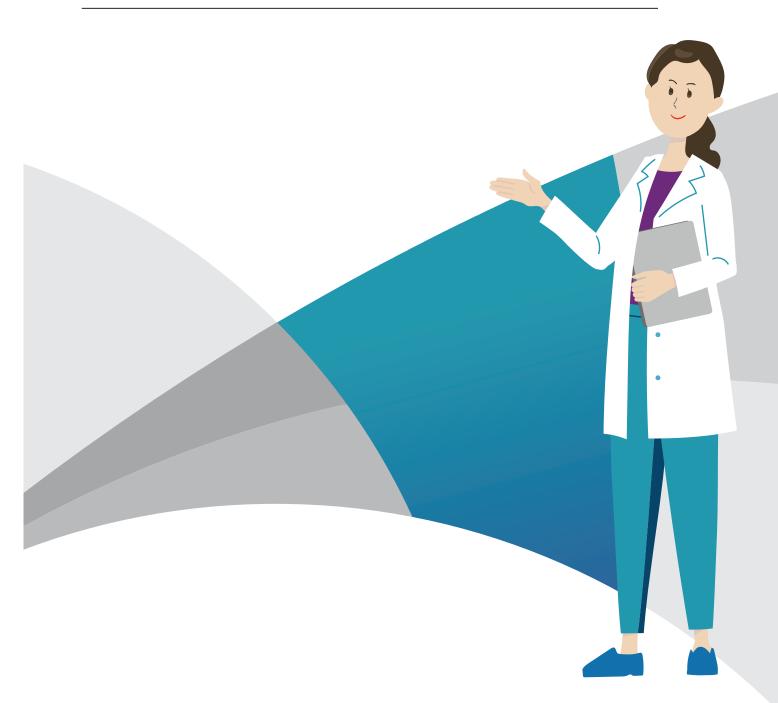
第1版発行2024.6



Maintenance and Support

トプ・コンメティカルジャハン

保証プラン



保証プランのご案内

保証プランは、4つのプランをご用意しております。メーカー保証1年を更に7年・4年・1年と延長できる 「プラス7延長保証」、「プラス4延長保証」、「プラス1延長保証」及び延長保証に定期保守点検をセットにした 「フルパッケージ」の4つのプランから、お客様のニーズと加入時期に応じてお選び頂けます。

保証プランのメリット



長期の安心保証

製品の耐用期間中の延長保証が可能です 製品を長く安心してお使いいただけます



何度でも無償で修理が受けられます

保証期間中は、何度でも無償で修理が受けられます ※無償修理内容はメーカー保証内容と同じです



修理代替機サポート

修理中は無償で代替機を提供いたします



修理の事務手続きの簡略化

修理見積依頼や修理予算申請など、面倒な事務手続きが不要 です。お客様は手続きに時間を割くことなく、修理を スムーズに受けられます



選べる保証プラン

お客様のニーズやご予算に合わせて、延長保証プランや フルパッケージプランからお選びいただけます

保証プランに加入されていないと、メーカー保証期間後の修理は実費となります。 例えば・・・

- ① 3 次元眼底像撮影装置 DRI OCT Triton のガルバノ / レーザ光源修理費用 : 平均 970,000 円
- ② 眼科用レーザ光凝固装置 PASCAL Synthesis のガルバノ / レーザ光源修理費用: 平均 1,400,000 円 (2023年4月~2024年3月に当該部品を交換した修理費用の平均)

選べる保証プラン

Relief plan עפרר-עע

	年目	2年目	3年目	4年目	5 年目	6 年目	7 # B	8 ^{年目}
プラス 7 延長保証 メーカー保証期間中のご加入			Į	延長保	証 7	年 (計8	年)	
プラス 4 延長保証 メーカー保証期間中のご加入	メーカー 保証 1 年	延長	保証	4 年(i	計 5 年)	,		
プラス 1 延長保証 いつでもご加入可能		延長保証 1年 1年単位	延長保証 1年 で毎年延長	延長保証 1年 頂けます/ご	延長保証 1年 加入年次で何	延長保証 1年 西格が変わり	延長保証 1年 ます	延長保証終了

HAPPYPLAN

フルパッケージ メーカー 1年 1年 1年 1年 1年	1年	終了
延長保証 + 定期保守点検	定期保守点検	定期保守点検

本サービスの提供期間は、当該製品毎に決められた耐用期間を超えないものとします。

保証プラン内容

	定期保		修			
	技術工料	交通費	技術工料	交通費	⇔ ⇔⇔ 部品代	修理代替機
プラス 7 延長保証	×	×	0	0	0	0
プラス 4 延長保証	×	×	0	0	0	0
プラス 1 延長保証	×	×	0	0	0	0
フルパッケージ 延長保証 + 定期保守点検	0	0	0	0	0	0
(参考) スポット点検	0	×	×	×	×	×

○:プランに含む ×:プランに含まない

保証プラン注意事項

- 1) 周辺機器、光学台、製品の構成品であるパソコン及び周辺機器等及び、取扱説明書に記載されている消耗品等は保証対象外となります。
- 2) 災害や天変地異などに起因する故障、及び使用者の過失によって生じた故障は保証対象外となります。 3) 「プラス 1 延長保証」「フルパッケージ」に途中からご加入の場合は、事前点検(有償)を行い、機器に故障等がない事をご確認させて頂きます。 故障等が発見された場合は、修理完了後にご加入頂けます。
- 4)「プラス 7 延長保証」「プラス 4 延長保証」「プラス 1 延長保証」には、定期保守点検が含まれておりませんので、適切な時期にスポット点検をご用命ください。 5)トプコンメディカルジャパン保証プランのサービスを利用されるすべてのお客様に「トプコンメディカルジャパン保証プラン サービス約款」の条件が適用
- されます。約款は本パンフレットに記載されております。ホームページからも約款のご確認ができます。 6) ご加入頂いたプランは期間中のプラン変更はできません。
- 7)「フルパッケージ」に含まれている定期保守点検は、年に1回実施いたします。